

○黒松内町にぎわいづくり条例

(令和2年3月17日条例第2号)

改正 令和5年3月17日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、黒松内町内の事業者等の魅力ある店づくり及び商品づくりを支援し、もって活力と特色にあふれる地域づくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗 事業の用に供する家屋のうち、顧客が原則として自由に出入りできる部分を有するものをいう。
- (2) 売場等 店舗の、事業の用に供する部分のうち事務所、倉庫その他の通常直接顧客の目に触れない部分を除いた部分、及びその店舗に面した道路から見える外観部分をいう。
- (3) 設備 動産のうち、家屋と一体となって家屋の効用を高めるものをいう。
- (4) 備品 設備を除く動産のうち、耐用年数が5年以上で、町長が規則で定めるものをいう。

(奨励金)

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、毎年度予算の範囲内で、次に掲げる奨励金を交付する。

- (1) 新規開業奨励金
- (2) 店舗改修奨励金
- (3) 優良食品販売促進奨励金

(対象事業者)

第4条 この条例の規定による奨励金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす個人、法人、団体その他の事業者であって、町長が適当と認めるものとする。

- (1) 個人の場合はその本人が、法人、団体等の場合はその代表者が、本町の住民基本台帳（住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定による住民基本台帳をいう。）に記録され、かつ、本町内に生活の本拠があること。
- (2) 本町内に事業所の本拠があること。
- (3) 本町が出資する法人でないこと。

(対象行為)

第5条 この条例の規定による奨励金は、次の各号に定める行為（以下「対象行為」という。）を奨励することを目的として交付する。

- (1) 新規開業奨励金 小売業、宿泊業、飲食店、洗濯業、理容・美容業、浴場業その他の店舗を構えた営業を常態とする業種（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を除く。）として町長が認めるもの（以下「対象業種」という。）を開始すること（中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条に定める特定連鎖化事業に加盟する場合を除く。）を目的として店舗を整備する行為
- (2) 店舗改修奨励金 対象業種を現に行っている店舗を改修する行為
- (3) 優良食品販売促進奨励金 町内で栽培、漁獲、捕獲、採取した産物のうち個性的なもの及びそれらを主原料として開発した食品並びにコンセプトが環境配慮、歴史的・地理的背景など本町のまちづくりに合致して本町の魅力を高めることができるものと町長が認める食品(以下「優良食品」という。)の販売促進のために、製品名を含む容器包装資材を製作する行為

(対象期間)

第6条 この条例の規定による奨励金は、次の各号に定める期間（以下「対象期間」という。）を対象とする。

- (1) 新規開業奨励金 対象業種の営業を開始する日の属する年度の4月1日から5年以内
- (2) 店舗改修奨励金 対象となる改修等に着手した日の属する年度の4月1日から1年以内
- (3) 優良食品販売促進奨励金 対象となる容器包装資材の製作に着手した日の属する年度の4月1日から1年以内

(対象経費)

第7条 新規開業奨励金の対象となる経費は、対象期間に引き渡しを受けた対象行為に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 店舗の売場等及び当該店舗と道路との間の工作物の取得、改修、修繕及び賃借に要する経費
- (2) 店舗に付帯する設備及び備品のうち、対象業種の営業に供するものの取得、改修、修繕及び賃借に要する経費
- (3) 店舗の所在地が黒松内町浄化槽設置条例(平成18年条例第7号)第2条第3号に定める処理区域であって、町が黒松内町浄化槽条例(平成18年条例第8号)の規定による合併処理浄化槽を設置しない場合において、対象事業者が負担する合併処理浄化槽の設置に係る経費

2 店舗改修奨励金の対象となる経費は、対象期間に引き渡しを受けた対象行為に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 対象業種の営業に供する売場等の改修に要する経費

(2) 店舗に付帯する設備及び備品のうち、対象業種の営業に供するものの取得、改修、修繕及び賃借に要する経費

- 3 優良食品販売促進奨励金の対象となる経費は、対象期間に引き渡しを受けた対象行為に要する経費とする。ただし、製作する容器包装資材の使用見込量の3年分を限度とする。

(奨励金の算定)

第8条 新規開業奨励金の額は、次の各号の額の合計額とする。

(1) 各年度の、前条第1項第1号及び第2号に定める経費の2分の1の額と30万円のいずれか小さい額。ただし、対象事業者が前の年度までに交付を受けた新規開業奨励金(前条第1項第3号に定める経費に係る金額を除く。以下この号において同じ。)があるときは、500万円から前の年度までに交付を受けた新規開業奨励金の額の合計額を控除した額を超えることができない。

(2) 前条第1項第3号に定める経費の3分の2の額と400万円のいずれか小さい額。ただし、前条第1項第3号に定める経費を支払った日の属する年度に限る。

- 2 店舗改修奨励金の額は、前条第2項各号に定める経費の3分の1の額と100万円のいずれか小さい額とする。
- 3 優良食品販売促進奨励金の額は、前条第3項に定める経費の3分の1の額と50万円のいずれか小さい額とする。
- 4 前3項の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(対象事業計画)

第9条 この条例の規定による奨励金の交付を受けようとする者は、交付の対象となる事業の計画を町長に提出し、承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定による計画の提出があったときは、遅滞なくその内容を審査し、その結果について当該計画の提出者に通知する。この場合において、町長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 第1項の事業計画が、建築物又は工作物の新設、改修、塗装その他の外観を変更する内容を含む場合にあつては、景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定により町が定める景観計画に定める基準に適合しないときは、町長は事業計画を承認しない。

(交付申請及び決定)

第10条 この条例の規定による奨励金の交付申請及び決定は、黒松内町補助金交付規則(昭和50年規則第2号。以下「補助金交付規則」という。)に定めるところによる。

(交付決定の取り消し)

第 11 条 補助金交付規則第 17 条に定めるもののほか、この条例の規定による奨励金の交付の決定を受けた対象事業者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、規則の定めるところにより奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 対象業種の営業を廃止したとき。
 - (2) 対象業種を 1 か月以上休止したとき（町長の承認を受けた計画における休止期間を除く。）。
 - (3) 奨励金の対象となった経費により取得、改修、修繕若しくは賃借した店舗、設備及び備品（以下「成果物」という。）に係る物権、優良食品の商標権その他の対象業種の営業を行う上で必要な権利を喪失し、又は成果物及び奨励金の対象となった経費により製作した容器包装資材を対象業種以外の事業の用に供したとき。
 - (4) 正当な理由なく公租公課を滞納したとき。
 - (5) その他、この条例に違反する行為があったとき。
- (営業の承継)

第 12 条 対象事業者が対象業種の営業を廃止する場合において、次に掲げる要件を全て満たすときは、対象業種の営業を廃止しなかったものとみなす。

- (1) 成果物を対象事業者から譲り受けた者（以下「承継者」という。）が、対象事業者が町長から承認を受けた事業計画と同種の対象業種の営業を実施するとき。
 - (2) 承継者が第 5 条第 1 項各号の要件を満たすとき。
- 2 前項の場合において、次に掲げる金額がある場合は、当該金額を奨励金の対象経費から控除するものとし、規則の定めるところにより奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- (1) 成果物のうち、承継者が対象業種の営業を開始するまでの間に対象事業者から承継者に引き渡されなかったものがある場合、引き渡されなかった成果物に係る経費の金額
 - (2) 承継者が、物品、権利、その他の対象業種の営業に必要なものの対価として、対象事業者を支払った経費がある場合、その金額
 - (3) 奨励金の対象となった経費の一部又は全部を承継者が支払ったとき、その金額（対象事業者から承継者に奨励金を受ける権利が移転している場合を除く。）

(禁止事項等)

第 13 条 この条例の規定による奨励金の交付の決定を受けた対象事業者は、奨励金を受ける権利を他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(制限)

第 14 条 既にこの条例の規定による奨励金の交付を受けた者は、同種の奨励金の交付申請をすることができない。

- 2 黒松内町企業誘致等促進条例(平成 2 年条例第 20 号)第 7 条の規定による奨励措置を受けた者は、この条例の規定による奨励金の交付申請をすることができない。
- 3 この条例の規定による奨励金の対象経費で店舗を取得した者は、黒松内町ささやか暮らしの支援条例(平成 17 年条例第 7 号)第 5 条第 1 号及び第 2 号に掲げる奨励金の交付申請をすることができない。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(条例の失効)

- 2 この条例は、令和 8 年 3 月 31 日限り(以下「効力期限」という。)その効力を失う。

(経過措置)

- 3 この条例の効力期限以前に交付の決定又は交付を受けた奨励金に係る第 11 条から第 13 条までの規定は、この条例の効力期限後においてもなおその効力を有する。
- 4 黒松内町商店街にぎわいづくり条例(平成 19 年条例第 15 号)の規定による補助金の交付を受けたものは、この条例の規定による同種の奨励金の交付申請をすることができない。
- 5 黒松内町商店街にぎわいづくり条例第 3 条第 2 項の規定により町長の承認を得た事業計画は、この条例の第 9 条第 1 項の規定により町長の承認を受けたものとみなす。

附 則(令和 5 年 3 月 17 日条例第 6 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。